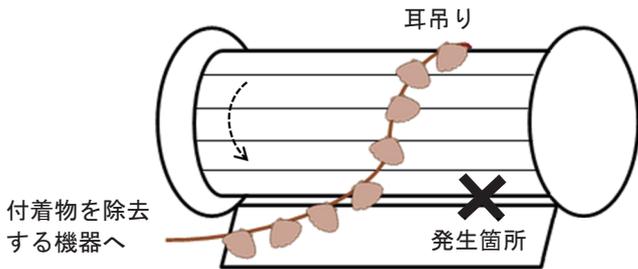


船舶事故調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年12月11日 10時48分ごろ
発生場所	北海道洞爺湖町 ^{あぶた} 虻田漁港北西方沖 虻田港西防波堤灯台から真方位295° 2.8海里付近 (概位 北緯42° 32.8′ 東経140° 43.0′)
事故の概要	漁船第八十八 ^{かいえい} 海栄丸は、操業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和4年12月13日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八十八海栄丸、9.7トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-12034（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 甲板員A
負傷者	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長及び外国人技能実習生である甲板員Aほか1人が乗り組み、虻田漁港北西方沖のほたて貝養殖施設において、ほたて貝の洗浄作業を開始した。</p> <p>ほたて貝の洗浄作業は、‘ほたて貝の付いた綱’（以下「耳吊り」という。）を垂下した桁綱を左舷側船首尾のガイドローラに渡し掛け、耳吊りを桁綱から外して‘左舷側中央部付近に設置されたローラ’（以下「本件ローラ」という。）で引き揚げ、本件ローラの船尾側に設置されたほたて貝の付着物を除去する機器で洗浄した後、再び桁綱に結んで海中に戻すものであった。</p> <p>甲板員Aは、ナイロン製の手袋を着用し、本件ローラ付近に立って耳吊りを引き揚げていたところ、本件ローラの下部に落ちていたほたて貝の付着物を取り除こうと右手を伸ばしたとき、本件ローラの下部に右手の人差し指が巻き込まれた。（図1参照）</p>
	 <p>図1 本件ローラの状況（イメージ）</p>

	<p>本船は、操業を中止して虻田漁港に帰港した。</p> <p>甲板員Aは、救急車で病院に搬送され、右示指側副靭帯損傷と診断された。</p> <p>船長は、甲板員Aに対し、日頃から操業中の危険性について注意していた。</p>
分析	<p>本船は、ほたて貝の洗浄作業中、甲板員Aが、回転中の本件ローラ下部に落ちていたほたて貝の付着物を取り除こうと右手を伸ばしたことから、本件ローラ下部に右手の人差し指が巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、ほたて貝の洗浄作業中、甲板員Aが、回転中の本件ローラ下部に落ちていたほたて貝の付着物を取り除こうと右手を伸ばしたため、本件ローラ下部に右手の人差し指が巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耳吊りの引き揚げ作業を行う者は、回転中のローラ下部に手を近づけないようにし、ほたて貝の付着物等を取り除く必要がある場合は、同ローラの回転を止めてから行うこと。